

基労発 1227 第 1 号
平成 23 年 12 月 27 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部長
(公印省略)

東日本大震災による被災地における「除染の作業」を目的とする
事業に係る労災保険の適用について

標記について、今般の東日本大震災により被害を受けた地域において、労働保険の適用事業の事業主が、地方自治体、主管行政庁等からの委託等を受けて実施する標記事業については、下記により労災保険を適用することとしたので、貴職から関係職員に周知の上、遺漏なきよう取り計らわれたい。

記

1 事業の種類の詳細の適用に係る考え方

「除染の作業」を目的とする事業（以下「当該事業」という。）については、その作業実態に鑑みて、「労災保険率事業細目表」（昭和 47 年労働省告示第 16 号）の「事業の種類の詳細」（以下「細目」という。）を適用することとする。

2 事業の適用の考え方

当該事業の適用に当たっては、事業の期間が予定されている場合は、原則として有期事業として成立するものであること。この場合に、当該事業が委託事業である場合は、「除染の作業」の態様が多岐にわたることに鑑み、一の事業として取り扱うこととする。

ただし、建設事業以外の事業として既に保険関係が成立しており、当該事業の主たる作業内容が建設事業以外の事業であると判断できる場合は、平成 23 年 4 月 11 日付け基労発 0411 第 1 号（以下「0411 通達」という。）の記の 4 のとおり、既に成立している保険関係からの出張作業として取り扱うこと。

3 細目の適用に当たっての留意点

(1) 建設事業

当該事業が、建設事業の態様を伴う作業（※）が主である事業の場合には、「建設事業」を適用すること。

この場合、細目の適用については、「労災保険率適用基準」（平成 12 年 2 月 24 日付け発労徴第 12 号、基発第 94 号）の第 1 章第 2（1）により、「完成されるべき工

作物により難い場合は、主たる工事、作業内容による」ものとしており、判断に当たっては、それぞれの工事、作業に係る賃金総額の多寡を基準とすること。

なお、建設事業の態様を伴う作業（※）が主である事業については、一定の要件の下で、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）第8条に規定する「請負事業の一括」が適用され、元請負人が下請事業も含めて事業主とみなされることとなるので、留意すること。

※ 足場を組む、ゴンドラを使用する等の高所作業、バックホー、ブルドーザー等の重機を使用する作業等

（2）建設事業以外の事業

当該事業の主たる作業が建設事業以外の事業である場合であって、事業の期間が予定されている場合は、主たる作業の細目（例えば「9101 清掃業」等）を適用した有期事業として保険関係を成立すること。

また、この場合には、徴収法第8条の「請負事業の一括」の規定は適用されないもので、留意すること。

なお、上記2のただし書きにあるとおり、建設事業以外の事業として既に労災保険の保険関係が成立している場合は、当該保険関係からの出張作業として取り扱うこと。

おって、当該事業の主たる事業とは異なる事業が適用されている事業場が、当該事業を行い、事業の種類が変更となる場合は、従来どおり、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号。以下「徴収則」という。）第5条の規定により、「労働保険 名称、所在地等変更届」の提出が必要となるので、留意すること。

（3）その他

① 主たる事業の判断に当たって、当該事業におけるそれぞれの作業に係る賃金総額の算出が困難である場合は、当該事業の請負金額（委託費も同様の取扱いである。以下同じ。）の積算上の賃金総額の見込額をもって判断して差し支えないこと。

② 上記3（1）の場合に、有期事業の一括に係る事業の規模の判断に当たり、当該事業に係る保険関係成立の時点において、請負金額が未定であるため、徴収則第6条第1項第2号の要件に該当するか否かの判断が困難である場合は、「0411 通達」の記の2のとおり、徴収則第6条第1項第1号の要件（概算保険料額に係る要件）に該当することのみをもって、徴収法第7条第1項第3号の要件（一括有期事業の規模に係る要件）を満たすものとして差し支えないこと。

③ 上記②の場合の概算保険料額の算定に当たっては、「0411 通達」の記の3のとおり、賃金総額の見込額により算定すること。

また、後に請負金額が確定したことにより、確定保険料額の算定に当たって、徴収則第13条の規定（請負による建設の事業に係る賃金総額の特例）による方法への変更を事業主が希望した場合は、「0411 通達」の記の3のとおり、受理して差し支えないこと。

④ 上記3（2）の場合に、再委託契約が締結される場合（請負契約が締結される場合も含む。）は、再委託された事業ごとに主たる作業を確認し、建設事業以外の事業が主たる事業である場合の細目は、その業態により判断すること。